

大阪市景観計画の変更【平成29年3月31日告示】に伴い、

景観重要公共施設に **中之島公園** を指定しました。

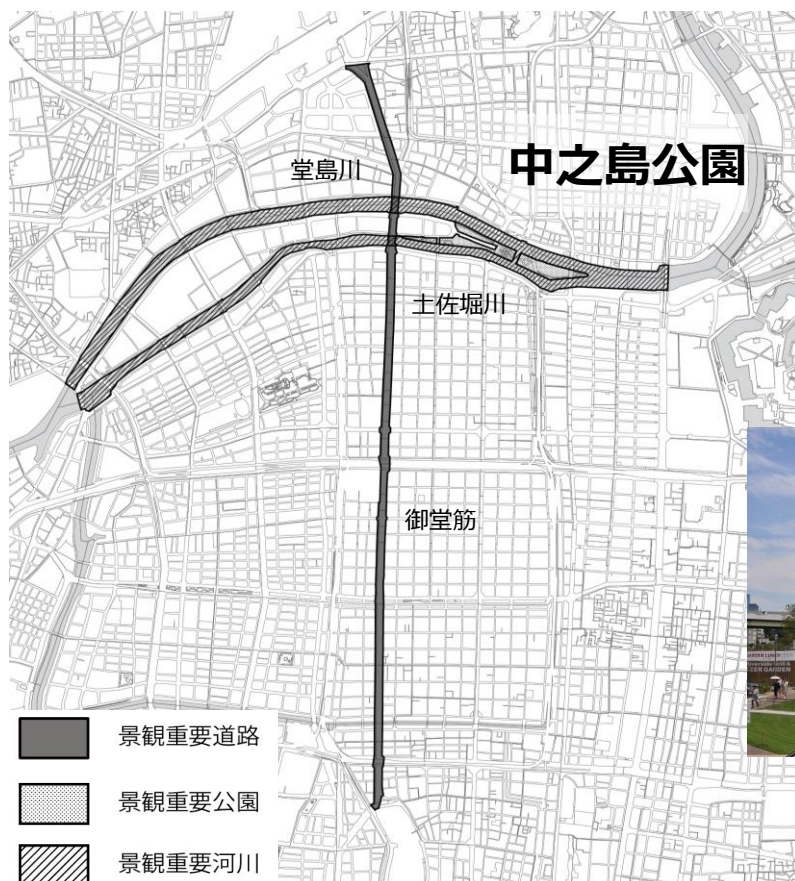
平成29年10月1日より、都市公園法第5条第1項又は第6条第1項若しくは第3項の許可の基準に、景観計画により景観配慮の基準が付加されました。

●景観重要公共施設とは

道路、河川、公園などの公共施設は、景観の骨格を構成する重要な要素であり、その周辺の土地利用と調和した整備や管理を行うことにより、効果的に良好な景観を形成することが可能となります。

そのため、景観法第8条第2項第4号ロ・ハに基づく「景観重要公共施設」の制度を活用し、地域のまちづくりや観光まちづくりなどと連携して、都市の歴史や文化をいかした景観形成の核となる道路や、地域に親しまれる河川や都市公園などの公共施設を景観重要公共施設として指定し、良好な景観の形成に配慮した整備や管理を行います。

●指定した景観重要公共施設



●景観重要公共施設【中之島公園】の占用等の基準

第4章に示す景観形成の目標や景観形成の基本方針第6章に示す中之島地区の景観形成方針及び基準を踏まえ、憩いや安らぎ、うるおいなどを感じる周辺景観と調和した美しいデザインの公園・緑地を形成します。

- 公園内に新たに設ける店舗等の外観は、周辺と調和する統一感のあるものとする。
- 基調となる色彩は、落ち着いた色彩を基本とする。

※適用除外項目

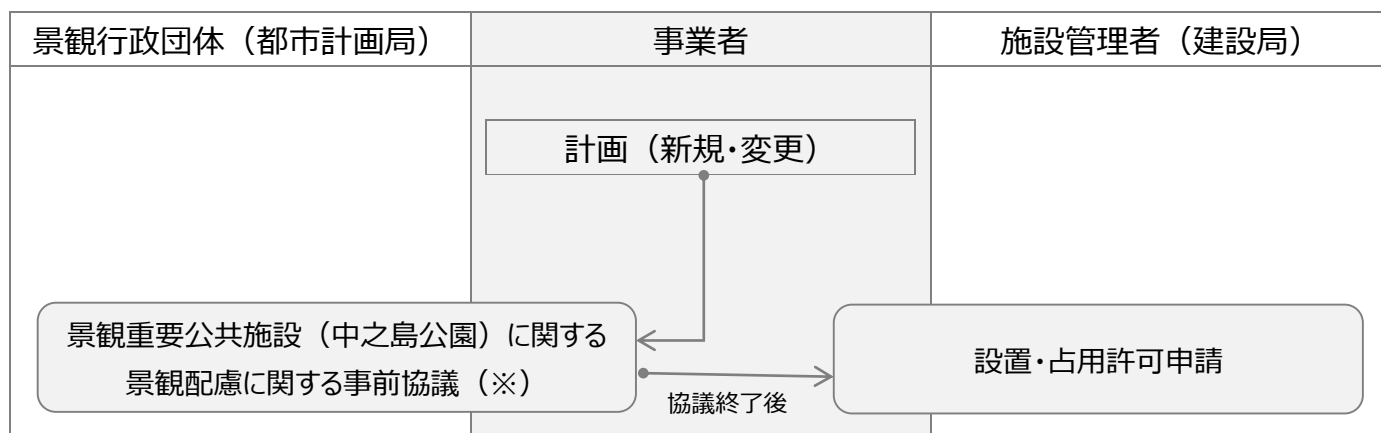
次に該当する占用等の許可については、上記の基準は適用されません。

- (i) 案内・誘導サイン等広域の範囲で統一してデザインされているもの
- (ii) 景観計画変更の施行時点で既に受けている占用等の許可の更新を行うもの
(外観の変更を生じないものに限る。ただし、同色であっても基調となる色の塗り替えを行う場合は、協議対象とする。)
- (iii) 工事等のために一時的に設置される仮囲いや足場等
- (iv) 催物等のために一時的（原則1ヶ月以内）に設置されるもの（広告物を含む。)

●占用等の許可の手続きの流れ

中之島公園で新たに設置・占用許可を申請する場合は、許可の手続きを行う前に『景観重要公共施設（中之島公園）に関する景観配慮の事前協議』を行う必要があります。

※更新手続の場合は事前協議は不要です。



※事前協議に必要な書類は、付近見取図、配置図、立面図（彩色が施されたものに限る。）、意匠図（彩色が施されたものに限る。）、透視図（彩色が施されたものに限る。フォトモンタージュ可。）、現況写真及び写真方向位置図です。詳しくは、都市計画局都市計画課（都市景観担当）へお問い合わせください。

◆お問い合わせ

[景観計画（景観重要公共施設）に関すること]

都市計画局 計画部 都市計画課（都市景観担当）電話 06-6208-7885

◇大阪市景観計画は、大阪市ホームページにてご参照いただけます。

URL <http://www.city.osaka.lg.jp/toshikeikaku/page/0000394308.html>

[設置・占用許可に関すること]

建設局 扇町公園事務所 電話 06-6312-8121